

防衛セミナー議事録

- 1 日 時：平成26年 3月17日（月）18：00～20：00
- 2 場 所：青森県三沢市「三沢市国際交流教育センター」
- 3 講師等：防衛省 防衛政策局 防衛政策課 防衛政策企画官 茂木 陽
航空自衛隊 第3航空団司令兼三沢基地司令 城殿 保

4 要 旨：次のとおり

【開会の辞】

（司会）

本日は、お忙しい中、東北防衛局主催の防衛セミナーに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます東北防衛局地方調整課の武田と申します。不慣れではございますけれども最後までおつきあいのほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、お手元の「式次第」に沿って進めさせていただきますが、時間の都合によっては質疑応答を割愛させていただく場合もございますことを、予め御了承願います。

また、「アンケート用紙」につきましては、皆様方に後ほど御記入いただきまして、セミナー終了後に受付にて回収させていただきたいと考えていますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【主催者挨拶】

それでは、本セミナーの開会に先立ちまして、主催者である東北防衛局長・中村吉利から皆様に御挨拶申し上げます。

（局長）

皆さんお晩でございます。今、御紹介いただきました東北防衛局の中村でございます。第25回防衛セミナーの開催に当たりまして、主催者として一言、御挨拶を申し上げます。

まず始めに、御多忙中にもかかわらず本セミナーに、御参加いただきました皆様方に

深く感謝を申し上げます。

また、本日は御来賓として三沢市の種市市長、三沢市議会の小比類巻議長、東北町の蛭名副町長、三沢市商工会の竹林会長に御臨席を頂いております。改めて御礼を申し上げます。さらに、本セミナーの開催に当たりましては、敬称は略させていただきますが、三沢市並びに三沢市商工会の御後援を頂いておりますことに、心より感謝を申し上げます。

この防衛セミナーと申しますものは、防衛政策や自衛隊の活動などについて、多くの方々に御理解をいただくために開催をしているものでございまして、当地、三沢市では平成21年7月に実施をして以来、今回で2回目ということになります。

さて、我が国の取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増してきておりまして、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的な視点から見定めた上で、国家安全保障のための方策に取り組んでゆく必要があります。このような考えの下、昨年、我が国として初の国家安全保障戦略が策定されまして、これを踏まえて、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が閣議決定をされたところでございます。

一方、三沢市には我が国の北部防衛の要であります三沢基地が所在しており、三沢市や三沢市民、周辺地域の方々おかれましては、今後の三沢基地について御関心があると考えております。こうしたことから、本日は「新たな防衛計画の大綱と三沢基地」をテーマといたしまして、防衛省防衛政策局防衛政策課の茂木陽企画官、それから航空自衛隊三沢基地の城殿保司令を講師としてお招きをいたしまして御講演をいただくことにしております。

本日、お越しいただいたお二方からは、今後の我が国の防衛の在り方に関する新たな指針や今後の三沢基地に関する事などについて、貴重なお話しをお聞かせいただけるものと期待しております。

最後になりますが、本日のセミナーにより防衛省の施策及び自衛隊の活動に対する皆さまの御理解が深まりますことを御祈念申し上げます。簡単ではございますが私の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうも有り難うございます。

【来賓挨拶】

(司会)

続きまして、本セミナーの開催地であります三沢市長の種市一正様から御挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(種市三沢市長)

皆さん、今晚は。御挨拶申し上げます。

まずは、本日のセミナーの主催者である中村局長を始め東北防衛局の皆様には日頃よりこの基地行政はもとより各種事業に御尽力をいただき、心から感謝申し上げますところであります。さて、昨今の国防を取り巻くこの情勢は、南西地域をはじめとしたいわゆる防衛体制として周辺空域といいますか警戒監視体制の強化などが求められているとともに、在日米軍の再編によりまして米軍基地が集中する沖縄の負担軽減が強く求められておるわけであります。

このような中で、日米の両基地を抱えるこの三沢基地は、国防に関する繋がりが密接でありまして、騒音被害の増大や航空機事故への不安などを抱えながらも国防の重要性を認識をいたしているところであります。当市が掲げる基地との共存共栄には基地の安定的な運用と住民が正に安心して生活できる対策の推進、そして市民の国防への深い理解が非常に大切であると考えているわけであります。

本日は、防衛省の茂木防衛政策企画官と第3航空団の城殿司令を講師にお招きし、「新たな防衛計画の大綱と三沢基地」ということをテーマに御講話をいただける大変貴重な機会でございます。御来場の皆様には、基地の町に暮らす住民の視点から、今後の防衛政策の在り方などを感じ取っていただき、国防の必要性の理解と基地との関わりをより深める機会にさせていただければ有り難いと思っております。有り難うございました。

【講師紹介】

(司会)

有り難うございました。それでは、ここで簡単にではございますけれども、改めて本日の講師のお二方について御紹介させていただきます。まず、お一方目でございます。防衛省防衛政策局防衛政策課防衛政策企画官茂木陽様です。

茂木企画官は、平成5年3月に東京大学法学部を御卒業後、同年4月に当時の防衛庁に入庁され、これまでに熊本県警本部警務部長、内閣官房副長官秘書官、防衛政策局防衛政策課企画調整官などを歴任され、本年1月から現職に着任されております。

続きまして、お二方目でございます。航空自衛隊第3航空団司令兼三沢基地司令城殿保様です。

城殿司令は、昭和60年3月に防衛大学校を御卒業後、これまでにイラク人道復興支援活動空輸計画部長、南西航空混成団司令部防衛部長、航空幕僚監部防衛部防衛課長などを歴任され、平成24年7月から現職に着任されております。

【講演】

(司会)

それでは講演に入らせていただきたいと思います。茂木企画官よろしくお願ひします。

(茂木)

改めまして、皆様お晩でございます。御紹介いただきました防衛政策局防衛政策課防衛政策企画官という長い名前の茂木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、大変貴重な説明の機会をいただきました。この機会に私からお話しを申し上げますのは、お手元に資料をお配りしてありますけれども、私どもが昨年末に策定をいたしました新たな防衛計画の大綱等につきまして、本日は御説明申し上げたいと考えております。

お手元の資料ですけれども、分厚いものになっていると思います。同じものを画面にも適宜出させていただきます。どちらでも見やすい方を御覧いただければと思うのですが、お手元の資料は、分厚いものですが、せつかくの機会だからということでこの様にさせていただきます。これを全て御説明する時間がなかなか難しので、適宜割愛して御説明させていただきますことをお許しいただければと考えております。それでは早速御説明に入らせていただきたいと思います。

まず、「防衛計画の大綱」とは一体何なのかというところから始めたいと考えております。

資料ですけれどもお手元の3ページです。

ちょっと仰々しい名前のタイトルが入ってますけれども、この上の四角、丸の二つ目から御覧いただきたいと思います。「防衛力の整備」と一言で言いますが、中身は一体何なのかといいますと、装備を買ってくる、そして、これに基づいて部隊を編成し、その

部隊を錬成・訓練をする。そして、様々な運用基盤を確立し、初めて運用体制が確立する。この様な流れをとるのが防衛力整備です。非常に長い時間がかかるわけです。例えば、F-2戦闘機を例に取りますと、その構想は昭和の時代に遡るわけですが、日米間の厳しい協議を経まして、開発開始が平成2年、実際の飛行機の調達開始は平成8年、そして最終号機を我々が調達したのが平成23年で、これだけの長い時間がかかっているわけです。そうやってまいりますと、我々が長期的な見通しを立てて、様々な業務を行っていく上では、基本的な防衛力の役割、あるいはそこで必要になる防衛力の水準、自衛隊の体制、こういったものについて、何らかの形で定めておく、明らかにしておくということが必要になるわけです。その役割を担いますのが、この「防衛計画の大綱」という文書であるということです。形式としては、閣議決定を行うという文書です。

なお、報道などで御存じの方もおられるかもしれませんが、先ほど御紹介もありましたが、昨年末は「防衛計画の大綱」に併せてもう一つ新しい文書が策定をされております。それが、この「国家安全保障戦略」という文書です。これについても併せて御紹介をしたいと思います。

「防衛政策」ということを思い返していただきますと、それだけでは我が国は存立を全うすることは出来ないわけでありまして。防衛政策が中心となりつつも外交あるいは治安、財政、教育、さらに様々な産業政策、いろいろな政策が相まって初めて私ども日本の存立は確保できるとこの様に考えているわけです。そうしますと、防衛政策はそれはそれで大変重要ですけれども、その防衛政策を含む安全保障政策全般につきましても、どこかで位置付けをしっかりとしておく必要があるだろうということは明らかであろうと思います。これまで、この要請に応えるために、「防衛計画の大綱」ではいろいろと工夫をしまして、防衛政策あるいは防衛力の在り方だけを記述するのではなく、国の安全保障に関わる様々な施策、あるいは基本的な考え方につきまして、防衛計画の大綱を作る度に少しずつ記述をしてきたわけです。特に、平成16年そして平成22年の大綱は大きく記述を入れたわけですが、今回、その記述を防衛計画の大綱から独立させまして、大幅に記述を拡充して一つの文書にしたものが、この「国家安全保障戦略」ということになるわけです。

新聞などで報道されておるので、お読み頂いた方もおられるかもしれませんが、我が国の国益というのは何かということをも3点ほど定めまして各種の政策を体系立てて述べている文書です。この中で、私どもの防衛政策というものは、国家安全保障の最終的な

担保という位置付けを改めて与えられている。こういうものです。この国家安全保障戦略そして私どもの防衛計画の大綱の下に「中期防衛力整備計画」というのは作られまして、各年度の事業を進めていくと、こういう形で私ども防衛力整備をやっている。そういう中での基本的な哲学を定めますのが、この「防衛計画の大綱」というものであるということについて、まず、冒頭に御理解いただければと思います。

続きまして、大綱の歴史的な経緯を少し紐解いていきたいと思います。

自衛隊ですけれども、警察予備隊から発足しまして、米軍から借りた装備で始まったわけですが、自前の防衛力の整備をしようとする取組を始めましてから「防衛計画の大綱」は、ここに書いてますように、都合4回これまで策定されてます。今回の大綱は、5代目ということになるわけです。それぞれの大綱には、それぞれの時代の背景があり、それぞれの哲学が色濃く出ているということ、まず少し御紹介したいと考えてます。

これまでの4代の大綱をそして新しい大綱をそれぞれ模式的に書いたものです。初代の大綱、51年の大綱を御覧いただきたいと思います。51年の大綱は初めて私どもが作り出したものですが、時代の背景はここに書いてますとおり東西冷戦の真っ只中の時期であります。東側西側陣営が対峙するそういう構図の中での私ども防衛政策を模索した時代です。ただ、もう一つ注意していただきたいのが二つ目の丸ですけれども、アメリカとソ連の間で少し緊張緩和のムードが漂った時代でもありました。戦略核を相互に削減しようとするといったことを議論した時代でもありました。そういう時代を背景にしまして、我が国は防衛力を今後どれだけ持つべきか？どのぐらいの水準まで持つべきか？ということをはっきりとした方がいいのではないかということが国会等で盛んに議論されていた時代でした。そうした背景を受けまして、私どもの初代の大綱は生まれた経緯があります。その大綱の基本的な哲学、考え方が右側の四角「基盤的防衛力構想」と呼んでいるものです。何なのかということが下に書いてあります。少し解説をつけながら読んでみますと、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するというのを考えるのではなくて、自らが力の空白となって、分かりやすくいいますと自ら隙を作る様なことをして、敵国を招き入れる、招き入れてしまうというようなことがないように、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力を整備しようという考え方です。時は冷戦時代、自衛隊は国際任務などまだ全くやっていない時代のものです。当時の防衛力に期待されていたことは、我が国の有事における対応、すなわち冷戦構造の中におきます我が国に対する大規模な着上陸侵攻に象徴されます侵略への対応ということだったわけです。この

ため、そうした冷戦時代型の大規模な侵略を未然に防止する、抑止するということが防衛力の役割の主眼が置かれたことはごく自然なことだろうと思います。この構想が具体的にはどのように発現するのかといいますと、大規模な侵略の未然防止、抑止を中心とする概念ですので、各種の機能を取りあえず一通り持ち、一通り持った機能を隙がないよう万遍なく全国に配置していくことが基本的な考え方、方向性になったわけです。当時の主眼は、あくまでも冷戦型の大規模な侵略時代の未然防止ということですので、正に防衛力を隙なく配置する。別な言い方をすれば防衛力を隙なく持って、防衛力がそこに在る、存在しているということが我々の目標であるというふうに言い換えることも出来ると思います。このような考え方で私どもは51年に始めたということを押さえておいていただければと思います。

2代目、平成7年の大綱です。これは冷戦終結後の国際情勢への対応を模索した時代です。冷戦終結という時代を受け、ただ、いろいろな地域紛争は起こっている中で、先ほど申し上げました「基盤的防衛力構想」は踏襲することにしたわけですが、二つほど大きな役割を防衛力に明示的に与えたということが特徴です。一つは、「大規模災害と各種事態への対応」というものです。震災対応等をしっかりやっていくことを防衛力の役割に加えたということですので。もう一つは、より安定した安全保障環境の構築への貢献と書いてありますけれども、具体的に言いますとPKOというものであります。これを防衛力の大きな役割として与えていこうというのが平成7年の大綱だったわけです。

3代目、平成16年の大綱です。これも時代背景がありまして、平成13年のいわゆる「9.11テロ」、アメリカへのテロというものに代表されます国際テロにどう対応するか、国際社会が色々と模索した時代です。我が国近辺では、いわゆる北朝鮮のミサイルの脅威がいろいろ問題だと指摘され始めた時代です。こういう中で16大綱の中では新たな考え方の芽が出て参ります。何かと言いますと、先ほど言いました我が国に対する大規模な侵略事態を未然防止するというだけで防衛力の役割は本当に良いのかという問いであります。様々な事態が発生する中で我々の防衛力もそこに実効的に対処するということが踏み込んで、様々な施策を考えていく時代ではないだろうかということが議論をされたわけです。その一つの成果と言っても良いだろうと思いますけれども、この16大綱の中で、私どもは弾道ミサイルが飛んできた時に、これに対応する「BMD」というシステムを防衛力の中に位置付けていくというふうに舵を切っていったわけです。

そして4代目、平成22年の大綱です。グローバルなパワーバランスの変化というも

のも背景にありますけど、こういう様々な情勢を受けて、我が国に対する大規模な侵攻侵略事態の未然防止を防衛力の主眼にするという「基盤的防衛力構想」という考え方から決別しようではないかということを出した大きな方向転換をしたわけです。むしろ防衛力の運用というものを重視し、例えば、警戒監視、そういったものを初めとします平素からの活動に防衛力整備の重点を移していくべきではないだろうかという考え方で「基盤的防衛力構想」を踏襲せず新たに私どもが目指す防衛力について、「動的防衛力」という考え方を打ち出したということです。この様な様々な変遷を経まして5代目の大綱策定のドア口に立ったということです。

さて、過去4代を見ていただきましたけれども、この時期にどうして新しい大綱を作ることが必要だったのかという問いにお答えしたいと思います。

我が国を取り巻く安全保障環境の認識の中にその答えを私どもは見い出したいというふうに考えています。主要国家の大規模な紛争の発生の可能性というのは引き続き低い、高いとは言えないのではないかと考えられる一方で、様々な安全保障上の課題あるいは不安定要因というものがより顕在化、先鋭化しているという情勢認識を私どもは示させていただいています。そして、前大綱の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境というのは、一層厳しさを増しているのではないだろうか、これに対応していかなければいけないのではないだろうか、これが大綱を見直そうといたしました背景ということになるわけです。

このことを少し具体的に幾つかに分けて御覧いただきたいと思います。次の12ページを御覧ください。

これは最近の我が国の周辺での安全保障関連事象というものをまとめたものです。大変細かい図で恐縮ですが、凡例を申し上げますと水色がロシア、そして黄色が北朝鮮、ピンクが中国、そして白が一応国籍不明ということになっているものです。1年と数ヶ月程度のタームでピックアップしておりますけれども、これほど様々な事象が発生してきているということを御覧いただけるだろうと思いますが、その中でも二つの国について今日は簡単に上げたいと考えております。

まずは、北朝鮮です。これもよく新聞などに出ておりますので、もう御記憶の方もおられるかもしれません。金正恩国防委員会第1委員長が率いる国です。昨年2月にまた核実験をしまして、国際社会の批判を浴びたわけですが、そういう中でミサイル開発に一路邁進しているという状況です。左にはこの国が開発しているであろうとみて

おります様々なミサイルを掲げてます。いろいろな種類、様々な派生系も含めて開発をしてきているということです。こういう中で一昨年の12月人工衛星と称するミサイル発射を北朝鮮は強行しました。軌道を御覧いただければと思いますが、予想落下地域を予告いたしまして、その予告通りにきちんと物を落下させて飛んでます。また、相当高度な高さの中で方向転換を行い、フィリピンの非常にギリギリの海域を縫って宇宙空間に向けて物を投射しようということで飛んでいったということです。右側の方が落下したブースターでして、左側の方が宇宙空間を飛んでいる物です。私も98年の北朝鮮のテポドン発射以来、この北朝鮮のミサイルをずっと追いかけておるわけですが、これほど滑らかな軌跡を描いて、あたかも上手に陸地を避けるようにこの様な軌跡を見せているということについて非常に興味深く拝見したわけです。彼らのミサイル技術の向上ということは一目あろうと思うわけです。

この北朝鮮は、昨年3月から4月にかけて様々な威嚇的な発言をしました。東京、大阪を始め日本の全領土が報復打撃の対象となるというような発言が新聞に出てました。報復打撃とは何か分からないわけではありますが、非常に威嚇的な言辞であることは間違いないわけで、この一連の発言の中でも、この三沢の名前も彼らのミサイルの射撃圏内にある街として掲げられているということは、皆様も御記憶に新しいことではないかと思えます。今月3日には弾道ミサイル2発を発射しまして、朝鮮半島の東500kmに落下させるという事象も発生してます。それから昨日ですけれども、短距離のロケット弾を複数、報道によりますと25発、6時から8時にかけて連続発射を行ったというようなことも伝えられておまして、誠に様々な活動をコンスタントに行っている。このような国が私どもの隣にあるということにつきまして御記憶を新しくしていただければと思います。

次に、中国です。左側に中国の公表国防費の推移を掲げてます。この激増ぶりに御注目いただきたいと思えます。過去25年間で33倍、過去10年で4倍というペースで増えています。しかもこれが、彼らの国防費の総額ではないだろうと言われてます。研究者によりますと、研究開発のお金、外国から装備を買ってくるお金、こういったものは中国においては国防費に含まれないというような情報もあります。真偽は不明ですが、これが総額ではない、もっと多いという指摘もありまして、注目している所です。こうした中国ですけれども、力を背景とした現状変更を試みるような高圧的と表現しても可能だと思いますが、そういう動きを近年示しております。例えば、尖閣諸島周辺

で中国の公船が度々我が国の領海に侵入してきている。一昨年12月12日、初めて中国の航空機が尖閣周辺の領空を侵犯した事案もありました。昨年1月ですけれども、自衛隊の艦船が、中国海軍の艦船から射撃用のレーダーの照射を受けるというような事案も発生しています。さらに昨年11月、「独自の主張に基づく」と言っていると思いますが、「東シナ海防空識別区」なる区域の一方的な設定という動きもあったわけですし、不測の事態を招きかねないような危険な行為を一つ一つ、続々と起こして来ているという状況にあるわけです。こうした国際情勢を見ますと、防衛省としても我が国の領土、領海、領空、これをしっかり守って行くということが必要でありますので、そのために私どもの防衛力整備をやはりもう一度見つめ直す必要があるのではないか、これが私ども新しい大綱を作ろうとした大きなきっかけであったわけです。

もう一つ、我が国の管轄海域と書いてますが、日本は、実に6千8百もの島を持つ海洋国でありまして、管轄海域は世界第6位の面積を誇ります。この水域ですけれども、漁業資源のみならず、レアアースと言った鉱物資源が見つかるといった状況にあるわけですが、こういう我が国の国情といったものを私ども十分踏まえて我が国の防衛力を発想していく必要があるのではないかと、こういう観点も重要だということでここに掲げさせていただきました。

また、災害への対応も重要な課題だと認識をしております。先週、東日本大震災から3年経過したわけですが、平成22年の大綱策定の時点と比較しまして、東日本大震災のような大きな災害を含めて、自衛隊の災害対応に対する要請、期待は一層高いものをいただいております。内閣府の最近の調査では、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼度というものを調べてまして、この数値が92%という高い数字をいただいております。大変有り難いところですが、この数字に甘んじることなく災害対応に一層的確・迅速に出来ますよう必要な反省等を含めて、これも防衛力整備の一つの原点に据えて考えていこうということで、今回の大綱見直しの一つの大きな柱にさせていただきましたということです。

さて、この様なきっかけを踏まえ、私どもは新しい大綱を策定したわけですが、こうした中で我が国としていかなる防衛力を整備することが必要なのかというところにお話しを進めたいと思います。

どんな政策にも予見というものがあります。政策を行う上では枠組みということですが、今回の大綱におきましては、この枠組みをこの17ページにありますような形

で設定しております。

一つは総理がよくおっしゃっております「国際協調主義に基づく積極的平和主義」というものです。よく世界平和に貢献するということだけが強く喧伝されておるわけですが、一つ目の窓をよく見ていただきたいのですが、我が国自身の能力をまず強化をする、そして我が国の役割を拡大した上で、私どもは国際平和にも貢献していくということです。したがって、私ども自身の能力をまずしっかり確固としたものを持たなくてはならないということが前提であるわけで、これも私ども防衛力を考える上での大きな予見であるということです。

その中で二つ目の青い柱の所に書いてますが、「総合的な防衛対策の構築」と書いてますけれども、政府一丸となった様々な体制を構築していこうということです。その際にはいわゆる専守防衛、文民統制、あるいは非核三原則といったこれまでの様々な基本的防衛政策、防衛哲学につきましても変更しない、この枠組みの中でこれから来たるべき時代の防衛力というものを模索しようということです。

その中で防衛力、我々の存立を全うするためのアプローチとしてはどんなものがあるか、3点あります。これは、決して新しいものではなく、我が国自身の努力、日米同盟の強化、そして安全保障協力の積極的な推進の3点で、我が国の存立を全うしていこうということを決めさせていただいたわけです。

そうした中で、次に具体的な防衛力強化の哲学あるいは目標とすべき目標像は、どのようなものであるべきかということに話を進めたいと思います。

その答えが「統合機動防衛力」というものです。「統合機動防衛力」とは一体何なのかについてですが、多様な事態にシームレスに、かつ状況に臨機に対応して機動的に活動を行うことが出来る実効的な防衛力のことです。その中身、機能面で言いますと、「後方支援基盤の確立、高度な技術力、情報通信機器能力に支えられハード、ソフト両面におきます即応性、持続性、強靱性、そして様々な安全保障機関との接続性を重視したものである」とこの様に定義されてます。少し分かりにくいだろうと思うわけでありまして、解説を試みたいと思います。「装備の運用水準を高め、その活動量を増加させ統合運用に適切な活動を機動的かつ持続的に実施していくこと」と書いてあります。まず、私どもが、目指すべき防衛力ですけれども運用重視、対処重視の防衛力であるということです。先ほど少し長く「基盤的防衛力構想」の御説明をしました。この「基盤的防衛力構想」のように防衛力というものを、少し語弊があるかもしれませんが、防衛力を配置してあ

る、あるいは持っている、存在していることでよしとするというものとして捉えるのではなく、実際に防衛力を様々な活動で我々が運用させていただき、自衛隊に求められる任務、役割をしっかりと果たしうるかどうかという観点から防衛力整備を行っていく、これがこの前段に書いてある考え方です。自衛隊が求められる能力・任務をしっかりと果たせる防衛力かどうかというのが私どもの考え方のメルクマールであるということです。しかし、そう御説明しますと先ほど4代目の大綱の「動的防衛力」というものを御紹介しましたが、その考え方はあまり変わっていないのかというご質問をよく受けるわけです。それについては、20ページの水色の四角の一つ目の丸の後段に「防衛力をより強靱なものとするため、各種活動を下支えする防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保し、抑止力、対処能力を高めていく」と書いてます。すなわち、近年の我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさを考えますと運用を重視するということは、当然であるわけですが、そうした運用を行う我々の防衛力そのものの質あるいは量、こういったものに不安があるのでは我々必要な任務を全うすることが出来ないわけです。そういう意味で我々は、防衛力を本当の意味で強靱なものにすることが必要、そのためには質の面でも量の面でもいずれにおいても必要であり、そして出来れば十分なものを確保することが重要です。このことを併せて私どもの基本的な考え方としたということが、「動的防衛力」との大きな違いです。

では、今申し上げたような構想を具体的にどうやって実現するのか、その答えですけれども、20ページ真ん中の水色の四角の二つ目の丸です。「統合運用の観点から能力評価を実施した」と書いてあります。この「能力評価」という手法、これが私どもの回答であったわけです。能力評価とは何かということを模式的に示してますのは、22ページの図です。

能力評価とは、将来の我が国を取り巻く安全保障環境を見積もり、そこで予想される自衛隊が対応すべき各種の事態、あるいは活動、任務といったものについて、自衛隊の今の機能、能力がいかなる水準にあるのか、任務をどの程度達成できるのか、あるいは出来ないのか、そういったことについて、分析、評価するという手法です。様々数値を入れ込んで様々な任務を設定して、その中で我々の能力がいかなる水準であるのかを客観的にデータで評価していく、こういう手法です。この能力評価という手法自体は、防衛省において初めて試みたというわけではありません。これまでも様々な分野で行われているスタンダードな手法です。ただ、今回の大綱策定の過程で行いましたことは、次

から申し上げます3つの点で、極めて特徴的であろうと考えてます。

その第1点は、この表題にも書いてますけれども、統合運用でやったということです。これまでの防衛力整備というのは、ややもしますと陸は陸、海は海という形での発想が残念ながら多く見られたところは否めないと思います。必要となる戦車の能力というのは陸が考える。艦艇の能力は海が考える。それぞれ独立して構想していくという面もあったわけです。しかしながら、実際の運用を考えますと、例えばどこかの離島を防衛する場合、まずは周辺海空域の監視を行い、情勢を見極めます。空自の戦闘機も出動するでしょう。上空を警戒監視する中で、海自の護衛艦に守られました輸送船が陸自の部隊を運び、そして様々な活動をそこで行っていく。どのような効果が現れたかというのは、また、様々な手法を使ってその成果を確認していく。そういう活動を思い描いていただければ陸・海・空バラバラに活動するわけでは決してないわけですし、統合で運用されることが基本です。こういう運用を本当に実効的に行うためには、防衛力の整備の時点からそれぞれの能力の役割分担、あるいは通信等の接続、輸送等の規格の統一など、様々な観点で考慮しなければならないことがある。こういう発想を徹底しまして、統合運用で能力評価を行ったということが、今回の第1の特徴だろうと申し上げることが出来ます。

第2点目ですが、これは事態全体を実際的に踏まえて能力評価を行ったということです。これまでの防衛力整備の能力評価は、ややもしますと、ある一つの装備品を導入するときに能力評価を行った場合が多いわけですが、その装備品が最も理想的に能力を発揮できる場面のみ考慮していくというきらいがあったわけです。でも、実際の私どもの運用というものは、いわば将棋のように全ての駒がきちんと揃っていて一手ずつ指すというような場面ばかりではないわけでありまして。双方が可能な限り現場に迅速に先手を取ろうと殺到すると、到着した部隊は能力を発揮するかもしれません。でも、到着できない部隊は能力を発揮することが果たして出来るのでしょうか。様々な事態の対応が長引けば、双方に故障あるいは障害、被害こういったものが蓄積してくるはずであります。そういったものがいかなる影響を与えるか、さらには後方基盤への不意の攻撃、あるいは通信の途絶、こういったものが戦闘の現場そのものに大きな影響を与える可能性もあるわけです。そうした実態に近い状況の中で、自衛隊が本当に様々な任務を達成できるのかについて評価を行ったということが今回の能力評価の二つ目の特徴であると思います。

3点目の特徴は、全体最適というものを追求したということです。陸・海・空の垣根を取り払って自衛隊に求められる任務、役割を果たすという観点を徹底したことから、効率化出来るところは、効率化しつつも真に必要となるところについては、これまでの枠を超えて私どもは、思い切った規模で予算の投入を図ることが出来たと、この様に考えてます。過去4回の中期防衛力整備計画の正面装備のシェアについて、平均で海は約40%、陸が35%、空は25%という数字でした。今回の中期防衛力整備のシェアは、海は変わらず40%、陸は26%、そして空は34%ということで大きくシェアが変わってきているということもこの一つの現れかと考えています。こうした統合運用を踏まえた能力評価により必要な防衛力の水準を導いた、これが「統合機動防衛力」のもう一つの側面であるということをご理解いただければと思います。

なお「統合機動防衛力」の名称ですけれども、統合とは正にそうした能力評価を統合運用でおこなったということ、機動とは、多様な事態に臨機に事態の状況に適切に対応して、対応できる、そういう意味を端的に表したものだと思っております。

次に、日米安保について一言だけ触れさせていただきます。日米安保は我が国の安全保障の中核、機軸をなすことは新大綱でも変わってはおりません。こうした日米同盟を深化して様々な事態に対する抑止力・対処力を一層強化するため、日米防衛協力のための指針、いわゆる「日米安保ガイドライン」といわれているものですが、この見直し作業が進んでいるところです。現行のガイドラインというのは我が国有事の場合、そしていわゆる周辺事態といわれる事態、この二つの場合の日米協力の在り方を定めたものだと思っております。これからの時代は何よりも平素から様々な事案・事象発生時において日米がより幅広くシームレスに協力していくことが必要だろうと考えてまして、そういった体制構築を日米間で議論して定めていきたいとこの様に考えているということです。

24ページをご覧ください。防衛力は、何か事態が発生してからのみ必要となるものではないということです。すなわち諸外国との安全保障協力、東南アジア諸国等に対する様々な能力構築支援、多国間の安全保障対話、軍備管理、さらにはいわゆるPKO活動など。幅広い分野におきまして、平素から防衛力は地域のあるいはグローバルな安全保障環境の改善にも積極的に取り組んで来てますし、これからも一層取り組んで参りたいとこの様な任務も重要な役割であると考えておることを御紹介したいと思います。

います。

さて、具体的な防衛力の中身を最後に御紹介したいと思います。27ページになります。統合機動防衛力の考え方の下で自衛隊としましては様々な任務、周辺海空域の安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応などにつきまして実効的に果たしえる体制を保持することを目標に掲げさせていただきました。能力評価の結論と致しまして、全ての事態・任務におきまして自衛隊の作戦の基盤となります海上優勢、そして航空優勢の確実な維持、これを私ども防衛力整備の第1の優先事項とさせていただきました。第2が機動展開能力の整備ということです。こうした考え方の下、この下の1から9にかけて様々な機能や役割について能力を強化していくということをお大綱に盛り込ませていただいたわけですから、これを簡単に御紹介します。

28ページです。周辺海空域の安全確保については、平素からの縦続監視、領空侵犯に対する即時適切な措置など様々な役割があるわけですから、これらを行うための措置、重視すべき機能能力ですけれども、海空の能力の強化が当然必要です。とりわけ無人装備の活用、あるいは早期警戒管制機の増勢などが重要な課題になるということです。

29ページです。島嶼部に対する攻撃への対処、防衛力の役割は、展開し、侵攻阻止・排除、奪回ということです。このために重視すべき能力につきまして、これも海空の能力重視、これを増やしていくことは当然ですけれども、本格的な水陸両用作戦能力、水陸両面で作戦出来る能力というものも本格的に整備をしていくことが必要ではないかということがお大綱に盛り込まれたわけですから。

それから30ページです。弾道ミサイル攻撃の対応です。様々なミサイル脅威が高まっている中で、兆候の早期察知、機動的・持続的対応というものが必要になってくるわけですが、重視すべき機能・能力で特に重要なのがまず即応性、何かあった時すぐに我々が対処出来るということです。二つ目に沢山のミサイルを打たれた場合に同時にどれだけ対処できるのかということ、そして長期間にわたり脅威が及んだ場合、危険性があるという場合に持続的に対応できるかどうかということが課題であるということをお掲げさせていただきます。それから弾道ミサイル発射手段等に対応する能力の在り方も検討と書いてます。万が一の場合を考えて弾道ミサイル発射手段に対する対応能力というものについても、これから検討していく必要があるのではないかとということで、ここに掲げさせていただきました。憲法上許されない、いわゆる先制攻撃を行うというものではなくありませんで、憲法の範囲内で出来ることを考えていこうというものです。

31 ページ宇宙とサイバーです。あまり皆様には耳慣れないかもしれませんが、防衛の領域においては陸海空に続きます第4、あるいは第5の軍事力の活動領域になりつつあるといわれています。こうした領域においても私どもも必要な役割を果たさなくてはならないということです。我々は様々な人工衛星を活用してまして、今後は自前の人工衛星も保有する予定もあります。こういう人工衛星の防護ということもこれから考えていかななくてはならないということです。サイバーですけれども、様々な指揮統制のシステムを作っていくというのは時代の要請ですけれども、指揮統制をシステム化すればするほどサイバー上の脆弱性、弱さというのが高まっていくというジレンマがあるわけです。こういうジレンマを解決すべく本年度中にサイバー防衛隊という組織を設けることにしていますが、こういう取組を含めましてまだまだ能力整備は道半ばではありますけれども、こういう領域においても必要な能力は何かということを探求して整備していきたいということです。

32 ページ大規模災害への対応です。自衛隊は災害発生後、直ちに緊急展開しまして対処体制、初動からそして長期にわたって対応していくということになります。そのために足りないこと、東日本大震災の教訓も多々ございますけれども、特に十分な規模の部隊をいち早く輸送展開する能力、これはまだまだ足りないと考えてます。さらに長期間活動を行う場合の対処体制、能力はどうなのだろうということについてもこれから様々な工夫も含めて色々考えていきたいというところです。

33 ページに先ほどの9項目のうち、情報機能、あるいは輸送能力そして指揮統制、情報通信能力をまとめさせていただいてます。これら様々な機能につきましても抜本的な強化を目指していくことが必要だということです。

次に、各自衛隊の体制の態様につきまして簡単に触れさせていただきます。陸上自衛隊ですが、大幅な改編を予定させていただいてます。師団・旅団の約半数につきまして高い機動力を持ちます機動師団・機動旅団というものに改編を致します。内容としましてはさらに検討をしなければいけない項目もありますけれども、いわゆる機動戦闘車など機動力を持ちます即応機動連隊といったものを中核にする部隊になる予定です。

また、島嶼侵攻への対処の中核を担う新しい部隊として水陸機動団というものを新編させていただこうと考えてます。

全国的な運用といったものをより効率的に行うために陸上自衛隊にだけなかった全国規模の統一司令部を設けることも考えております。

一方、冷戦時代の大規模着上陸侵攻への対処ということだけではないので、やはり戦車・火砲については必要量というものを十分見極め効率化・合理化というものをより一層徹底していくということです。また、大規模災害等も発生する可能性があります。したがって、陸上自衛隊の編成定数については現行の15万9千人という数を維持していくということで考えているところです。

海上自衛隊です。一言だけですがけれども概ね10年後を目途に護衛艦の数を、現在48隻体制ですがけれども、いろいろ船をやり繰りしまして54隻の体制に拡充していきたいということです。

航空自衛隊です。後ほど司令の方から詳しく御説明があるかもしれませんが、いわゆる三沢の早期警戒機の部隊につきまして、今、南西方面に展開しているところですがけれども、これらにつきまして平成26年度を目途に部隊改編しまして沖縄方面に早期警戒機によります新しい部隊を新編するというのが1点です。それから、能力の高い戦闘機F-35Aを中心にしまして、着実な整備を図っていくこととなります。この三沢につきましても航空機の騒音で平素より大変皆様に御迷惑をお掛けしているところではありますがけれどもF-2部隊の移転の後、最新鋭でありますF-35Aの部隊をまず三沢から配備をさせていただけないかということで考えているところです。

弾道ミサイル防衛です。イージス艦につきましては、8隻体制にしまして全てのイージス艦にミサイル対処能力を付加するという予定です。これにより縦続的に日本全土を守るという体制が出来るということです。また、地対空誘導弾部隊ですが、PAC-3ミサイルがありますけれどもミサイルの弾について新しい弾を導入していくということを考えてます。現行の弾よりも距離も高さも非常に広い範囲をカバーできるというミサイルで、同じ弾で航空機にもそして弾道ミサイルにも対応できるという役割を持ちますので、こういったものを全国のPAC-3部隊に配備していくことを考えているところです。

最後になりますが、防衛力の発揮ということを考えますときに、今申し上げました装備そのものだけでは能力発揮は出来ないことは、これまでの御説明で明らかだろうと思います。装備を取り巻く人・基地・施設・訓練・ノウハウ・調達・技術研究開発といったさまざまな要素がしっかり機能して初めて防衛力というのは真にその機能を花開かせる。こういう哲学の下で今回の大綱におきましては、この防衛力の能力発揮のための基盤ということで様々な項目を非常に手厚く織り込ませていただいていることも一つの特

徴です。

その中で、地域コミュニティとの連携という章を新たに初めて設けさせていただきました。基地や演習場の維持運営には地元の皆様の御理解・御協力が欠かせないものです。自衛官の募集、若年退職自衛官の再就職支援といった面でも皆様方に大変御支援・御協力いただいているところです。こういう地域コミュニティとの連携というものも防衛力を考える上で発想の一つに加えていくべきであろうということで、あえてこの中に書かせていただいたということでございます。防衛省としてもこういった様々な施策に一層積極的に取り組む姿勢を明確にさせていただいたということです。

以上資料の御説明はこのくらいにさせていただきたいと思えます。大綱はこの様な形で出来たわけです。しかし、紙が出来ただけでは我々の防衛力は完成しません。これを着実に実施していくことが必要です。今回の大綱は御覧いただきましたとおり、今後検討課題を残したものもあります。先ほどの基盤のようにこれからもいろいろな目配り、気配りをしながら皆様と知恵を出し合うような領域もあります。さらには、先ほど言いました能力評価につきましても継続的にやっていく必要があります。こういう観点から1月に防衛副大臣を長といたします統合機動防衛力構築委員会というものを設けさせていただきました。こういう省内の体制を作り、防衛省一体となって皆様に御説明いたしました統合機動防衛力を1日も早く実現するべく全力を持ってやっていきたいと考えているということを申し上げまして私の説明終わらせていただこうと思えます。御清聴有り難うございました。

(司会)

茂木企画官有り難うございました。続きまして城殿司令よろしくお願ひいたします。

(城殿)

皆さん、お晩でございます。連続になってしまいますので、多分疲れがたまっていると思えます。皆さん適宜リラックスして肩の疲れをもみほぐしながら、残りを聞いていただければと思えます。

改めまして、航空自衛隊三沢基地で第3航空団司令を兼ねて勤務しております城殿です。

本日は、非常にいい機会を東北防衛局から与えていただきまして、地域の皆様の前で

じっくりと時間をかけてお話しをする機会が今までなかったものですから、非常に有り難い場ではないかと思っております。私なりに、どちらかというところ制服自衛官の立場で、かつ、防衛力整備の観点でいうと新たな防衛計画の大綱が出来たわけなんですけれども、それが南西地域の部分が結構クローズアップされているところではありますが、三沢はどういう関係があるのかというところに少しずつ触れながらより実際に防衛力を活用している人間という意味で、お話しをさせていただきたいと思っております。

改めまして私は、城殿と言うんですけれども愛知県出身、防衛大学校を卒業したのが昭和60年です。それでパイロットでの経験などを時々お話しすることがあります。元々はF-15のパイロットで2,000時間弱ぐらい乗って参りました。三沢に来てF-2を隊員から教えてもらいながら乗れるようになったところでもあります。その他もう少し若い頃は、テストパイロットの経験もありまして、平成3年から6年までですか、そのぐらいの時に、三沢で飛んでいるF-2の開発の段階に加わりました。航空機の操縦自体は、比較的簡単になってきて、戦闘機は、機動力があっても不安定、大型機は、例えば旅客機に乗ったら非常に安定感はありますけれども大きな機動は出来ないということがあり、安定性と機動性は相反する性格ですけれども、戦闘機のような意外と不安定なものもコンピュータ制御で機動力もあるけれども安定している、それが今の最新の戦闘機の趨勢になっています。何か航空工学の講義のようで、あまり時間が無いところですので、前に進めます。

その次は、国家安全保障戦略、昨年末に策定されましたけれども、実は、アメリカで1年ほど勉強してまいりまして2004年、5年ですので、ちょうど9.11の後、アメリカの国内でも自分たちの国を守らなくては行けない、本国を守る部分の危機感とイラク・アフガンでの紛争対応ということ、実際に国家安全保障戦略、国防戦略をどうやって作るのかということの一端を勉強してきたので、時々話の中に含めていきたいと思っております。

イラク復興支援はアラブ地域においてC-130、3機を日本は運用してましたけれども、いろいろな物資をイラクに運ぶ時の全般の統制、各国の国々がいろいろ飛んで支援をしている中でのコーディネーションをするなどの経験をしてまいりました。

三沢に来る前は、航空幕僚監部で次期戦闘機の企画室ということで、戦闘機の選定に携わって来ました。1年はその選定をやり、残り1年についてはF-35は決まりましたが、F-35Aを日本に受け入れたときの運用の仕方やいろいろな整備の仕方につい

てやってまいりました。

今日お話しすることは、先ほど茂木企画官の方からオーバーオールな全体の説明がありましたけれども、それのおさらい、特に防衛力の在り方、この部分の説明が主体になろうかと思えます。

三沢基地との関係を一部触れましてお話しをすることになります。それで、特に陸海空それぞれありますけれども、どうしても三沢でいうと航空自衛隊の話が多くなってきますが、それはそれで御容赦ください。さらに、やはり全体の中でなぜ三沢がこういう位置付けであるかなど、前段のおさらいを兼ねて少しずつ運用上の視点を加えて見ていただければと思えます。

順番に行きます。安全保障の目標に少し触れたいと思えます。国益、安全保障戦略の中で国益という部分がやはり中心になります。国益はいろいろと今まで諸説あって「これが国益だ」「経済の繁栄が一番上だ」などさまざまな意見があろうかと思えますが、平和と安全の維持、存立の全うという部分、そして繁栄、普遍的なルール、国際秩序の維持、こういった部分で言うにあえてちょっと1、2、3と付けてはいますけれども、どちらかという視覚的な部分が1番の上と言うイメージではないかなと思えます。それと右側の図は先ほどもございましたけれども、我が国は、四面環海で天然の要塞に守られているという時代が無くなってきつつあることと、いわゆる大陸に近い部分でアメリカからあるいはヨーロッパからの距離が非常に遠い。むしろ我々は、非常に近い所に大陸の国々がある。地政学というのですけれども、要は、地理的な位置・距離が政策上に影響するという考え方ですけれども、やはりアメリカに比べて身につまされているエリアではないかと思えます。私が2004年から2005年にいたアメリカでいろいろな人とお話をした中で、やはり中国、あるいは北朝鮮、ロシアは、結構日本にとっては厳しい対応取っていますと言っても、アメリカの人は「特に日本に危害加えてないだろう」と言うような感じで何を心配するんだと話をしていましたが、日本に帰ってみて嘉手納の米軍に聞くと、やはり結構活動が活発になってきており危機感を持っています。やはり場所が近いところでの動きというの身につまされるし、我々の領域がある中で国民をしっかり守っていくという立場からするとやはり地理的な位置ということが重要かと感じているところです。

安全保障の目標というのはいわゆる国益をいかに具現化するかということで、具体的な方法で狙うところが示されています。これは、先ほど申し上げた我が国に1番直接影

響があるいわゆる死活的な部分を1番に入れてます。2番目の所は、反映という部分がありますけども、1番のいわゆる我が国を守るという日米の同盟、パートナーシップという部分が一つ達成すべき目標であって、国際秩序の維持という部分がもう一つの目標。ただ、これはどちらが上位下位と言うのではなく、どちらかという上から死活的な問題、重要な問題です。後は、エリアが我が国周辺の近いところ、2番目3番目にいくにしたがい間接的というようなイメージで捉えていただければいいと思います。当然、国家安全保障戦略というと軍事戦略ベースだと思いますけれども、いわゆる経済、外交、軍事、情報あるいは科学技術をいかに使っていくかという部分もポイントではないかと思えます。実際には戦略は目標を定めて、その方向、手段を決めて最終的にはそれをフィードバックさせて、どういうリスクで対応するか、ということを繰り返しながら時々刻々変わっていく性格なものだと教わりましたし、そういう性格で今後もいくのではないかと思われます。

これからは、方法手段というのを順番に説明させていただきたいと思っています。防衛力の役割と重視すべき機能能力という項目が、防衛力の在り方の中に示されており、先ほども表現された内容ではないかと思いますが、この中で、いわゆるシームレスかつ迅速な対応、持続的複数事態同時平行対応という部分と、やはりアジアの安定グローバル化への対応というところが大きな役割のポイントとなります。まず、情報をしっかり取る、そして、兆候が出た段階から連続的に対応しましょうということではありますが、この書かれている項目については後ほど細部を説明させていただきます。それとサイバーの話が先ほどありましたけれども、世の中便利になってまいりますとインターネットの世界になりますし、流通も国内にとどまらずグローバルなものになります。便利なものにはそれを悪用する分子が対応されると一挙に破壊されますので、そうならないようにサイバー空間における対応というのも今重視されている項目であります。

次に、体制整備に当たっての重視事項ということですが、先ほどの役割の部分から具体的にどういう方向で整備していこうかということです。南西地域の防衛態勢の強化、航空優勢、海上優勢の維持に向けた防衛力整備。先ほどと違う点は、海上優勢、航空優勢順番が逆になっております。海上自衛隊に対して決して敵対意識を持っているわけではなくて、統合運用の世界ですので、私どもも、いい意味でのライバル意識を持って頑張っているところなんですけれども、どちらかという先に来るリスクが高い部分が航空優勢なのかなと思っています。あと幅広い後方支援基盤の確立というのも重

要なポイントです。後方支援基盤の影響する部分として輸送能力、これは統合機動防衛力の根幹となるところです。そういうこともあって、単にいわゆる矛先だけではなくて、そこをサポートする組織機能が必要となってくるということです。

少し大綱の話から外れて、三沢の青森県下の自衛隊の事情と三沢基地の概況について触れます。青森県は、陸・海・空の部隊が非常に充実しているところでありまして、いろいろな活動をする上でも共同で訓練をやったり、あるいは一緒に様々な行事に出たり、指揮官クラスがさまざまな機会で会ったり、若い隊員クラスの交流もあったりということで、非常に自衛隊と皆さんとの距離が近いのではないかと思います。統合運用の話は後で若干触れますが、その中で三沢市東側に位置する三沢基地については、三沢市の8分の1の面積を占めて、自衛官、自衛隊員は約3,100名、米軍人約3,600名ということで若干変動はありますが、そのぐらいの規模です。太平洋側の基地で長い滑走路1本、民航機と一緒に運用している部分です。各飛行隊を併せると7つの種類の航空機が飛んでいるという感じです。三沢基地にどういう部隊があるかということについて少し触れたいと思います。赤の点線より下が三沢にある部隊の種類、名前です。今日、来てますけれども、北部航空方面隊司令官の下で司令部、その下に第3航空団。これは、私が第3航空団司令なんですけども15個ある全部の部隊の基地での活動する部分、あるいは基地の食事や厚生などの業務全般を統括する役割ということで基地司令をやっています。第3航空団はF-2とT-4です。地上レーダーは北部警戒管制団の部隊です。第6高射群はペトリオットの部隊です。そして北部航空施設隊、冬は除雪部隊で間もなく解散しますけれども雪かきをやっています。飛行場の運用を連続的にやるためには必要な部隊ですが、本来、滑走路の被害復旧など土木機材を使って大きな活動をする部隊です。E-2Cは先ほど話題に出ましたけれども沖縄でも今活躍していますが、警戒航空隊の部隊です。これのメリットはやはり洋上に出て行って比較的高いところから、いわゆる機動力を生かして広い範囲を見てその情報を地上に流して連携を取って我が国の監視体制を非常に有力にするという装備品です。三沢ヘリコプター空輸隊は東日本大震災でも活躍しました。あるいは基地の広報の中で体験搭乗された方もいらっしゃるかもしれません。こういった部隊、いろいろな種類の航空機があるのはどういうことかといいますと、航空自衛隊の機能が、非常に細かく分かれていて、その役割はそれぞれ非常に重要だということです。それが北の守りの要の三沢にほぼ大部分の機能が入っているということになります。

もう一つの三沢基地の特徴は米軍が居るということです。規模としてはほぼ航空自衛隊プラスアルファぐらいですけれども、第35戦闘航空団、空軍の部隊を中心に海軍、陸軍そして3軍に対する情報関連の部隊があります。

もう一度最初のお話しに戻らせていただきますが、実効的な抑止及び対処ということで申し上げた防衛力の役割、これをもう少し踏み込んでお話ししておくべきだと思います。平素からの広域にわたる縦続監視、日本は航空自衛隊の場合4つの防衛区域に分かれていて北部航空方面隊が一番北の北部防衛区域を担当します。全国28カ所の固定レーダーサイトと先ほどありました三沢と浜松にあります早期警戒部隊、そこがいわゆる機動力を活用しながら地上レーダーをカバーしています。今後の防衛力整備の方向性については、先ほどの資料に書いてあるのを御参考ください。

次に、対領空侵犯措置についてです。これはどういう活動をしているのかということ、これは平時の活動ということでありましてけれども、彼我不明機が来た場合に、我が国の領域に近づくことに対して探知、識別そして緊急発進の命令を出し、航空機が上がります。そして状況の確認をして行動を監視して我が国の領域、12マイル、約20kmですけれども、そのエリアに近づく場合、近づいてますよとの通告をして、さらに領空に入る場合は、領空外に退去しなさいと警告を出したり、はたまた強制着陸といったような形になる流れですけれども活動の現場、映像を見てください。

(映像)

三沢基地ではありませんでしたが、広報ビデオという観点からは、いずれ三沢を上手く使ったものを皆さんに見ていただければと思います。先ほどの資料映像は、若干古いですがけれどもこの表を見ていただくとスクランブルの回数です。平成25年度の昨年末までを見るともう24年度と同数ぐらいまで上がってます。4/四半期に入って更ということでありまして、先ほどの昭和後半の時代から比べるとまだまだそこまでは無いですが、かなりそのレベルまで近づいているのが現状です。少なくともスクランブルに上がった回数ですので、その分の機数が来たのかということ一概には言えませんが、活動の活発化の程度を表す図としては分かりやすいかもしれません。平成17年度以降ぐらいに中国が増えてまいりまして、ロシアも同時に数が増えてきたことによる数の増加といえます。縦続監視そして領空侵犯、具体的に今どういう状況かというのを御覧いただきました。

これは日本全国の全般の話ですけれども、もう一つポイントとしては、島嶼部に対す

る攻撃への対応ということで、侵攻阻止に必要な部隊を速やかに機動展開させるということと航空優勢、海上優勢の確保と弾道ミサイル、巡航ミサイルの対応ということです。航空優勢とよく使われる言葉ですが、皆さんピンとこないと思います。昔は、今でも使うのですが、制空権と言う言葉がありました。制空権、空にいっぱい航空機が居て我々の方が機数が多いからもう入ってこれないよというイメージです。今はどちらかというと航空機の数も速くなり守備範囲も広がってきました。そして、情報も非常に早く多いので、必要な機数を的確に上げていけば、十分に対応できるということです。すなわち、時期的にそこに航空機を持って行って対応出来るという状態を維持するというのが大事なわけで、そこは必ずしも規模ではなく、必ずしもエリアではないです。ただ、必要な時に上げられないことは、それなりの対処が出来ないということになるので、我々は、そういう意味でスクランブルの対処も常にやっていますし、さらに、さまざまな作戦に対する準備の訓練等もやってきているところです。

弾道ミサイル、巡航ミサイルへの的確な対処です。先ほどの前半のスライドでもありましたが、全体はどうかというと、まず地上のレーダー、船のレーダーなどで見つけ、発射の兆候からこの弾道の飛来により我が国に影響が及ぶ可能性がある場合には、イージス艦で大気圏外、高いところでの攻撃をして、さらに、撃てなかったものについては、地上のPAC-3で対応するという流れになっていきます。新しい防衛計画の大綱ではPAC-3の能力向上版をとという部分があります。それと、イージス艦の待機体制の方が実際には増えるということが今回の大綱にも示されており、こんごう型4隻からあたご等を含めた8隻の体制で対応するということです。

航空機の整備関係でいうと25大綱の体制で言いますと先ほどの警戒監視能力の強化という意味でいうと航空優勢のためには情報が必要になってまいりますので警戒管制部隊については、今、2個飛行隊ですが将来3個飛行隊へと、そして機動力を確保する、航空優勢も長い間出来れば取り得た方がいいので、空中給油輸送部隊についても1個飛行隊の所を2個飛行隊に整備していくということでもあります。戦闘機部隊については、平成25年度末の260機体制を将来的に約280機まで増やしていくことがうたわれています。

三沢の関係ですけれども、先ほど御説明しましたが、平成27年度に予定しているF-15の部隊を築城から那覇に持って行くことに対応して、翌年度に三沢からF-2の部隊を築城に、そしてF-35Aの部隊を三沢に最初に配備するという流れになってお

ります。ただ、航空機は飛んでいきますし、空中給油しながら必要な場所に必要な能力を持って行ける、あるいは情報に対して事前に展開するなどさまざまな活用が出来ますので、便宜上エリアの線は引いてますけれどもそこは柔軟にかつ必要に応じて展開するというのが機動力の確保であり、統合機動防衛力のなせる技だと思います。戦闘機部隊の動きとしては、今、このような状況です。

次にもう一つの大事なポイントとしては、大規模災害等への対応です。大規模災害への対応については、やはり機動力として迅速に対応するという意味で輸送力ということが非常に大事になってきます。いかに早く初動で輸送できるかということがポイントになります。陸・海・空の輸送手段でやはり特徴があります。陸の輸送手段というのはやはり陸上を使っていきますので、緻密に細かいところまで、そして台数を沢山持って行けるのですけれども、同時に沢山は難しい。他方で、海は何かというと海上輸送というのは大量の輸送物資を運べますけれども、やはり海洋を動くということで非常に時間がかかります。ただ震災の時のように陸路が断たれた場合の海上の輸送というのは有効でした。では、航空は何かというと時間になります。例えば山間など車両も入りにくい所でもヘリで物を降ろせたり、航空なりの柔軟性があります。やはりスピードというのが一番命です。三沢基地は震災で滑走路自体は被災しなかったので空輸の拠点としては非常に有効に活用できました。ただ松島は被災をしまして、津波を被ってその瓦礫をどけるために非常に、先ほどの施設部隊が活躍しまして、2本ある滑走路の短い方を開けるのに3日、そしてさらに2日かかって長い滑走路を開けました。仙台の空港よりも早くオープンになったということで、やはり展開する間に瓦礫と救助をしながら道を開きながら松島基地に入っていったということがあります。何を申し上げたいかということ、滑走路は我々にとって重要です。滑走路に攻撃を受ければ脆弱で、小さな石でもエンジンに吸い込むと壊れたりということで、雪かきもしっかりやりますが、非常に繊細な運用を強いられるのが特徴です。そういった輸送の話と長期間持続する必要があるということで、その体制をやはり自衛隊は取る必要がある。関係機関、地域の皆様、地方公共団体との連携を密にして救助体制を取る必要があると思います。これは東日本大震災の時の三沢基地の活動の幾つかのスナップです。まずヘリコプター空輸隊の情報収集活動だけではなく、人命救助、消火活動も行いました。原子力災害派遣ということで、三沢基地からの消防車両も現場福島に向かいました。もう一つは米軍がおりますので、トモダチ作戦ということでありましたが、やはり大きな空輸拠点が三沢基地にありまして大き

な米軍の航空機から積荷を降ろして、そして米軍の皆さんも各地に回っていろいろな食料を自分の足で配られたと聞いております。このように各種事態において、やはり輸送能力というのは重要になってまいります。

その他にも情報機能というのも先端の能力発揮を支えるために重要な機能になってきます。

もう一つは指揮統制、通信機能というのは大事なポイントなんですけれども、例えばデータリンクというものがあります。航空機に乗ってますといろいろな管制の用語が入ってきたり、指示が来ます。ただそれは音声の指示だけです。あとレーダーで見ます。レーダーで見つけた航空機に対しては、自分のレーダーで見つけたのは分かりますが、それを相互に共有して地上のレーダーとの情報のやり取りをデータリンクという、いわゆる通信機能を介してやれます。状況認識、航空機に乗ってて全体の絵が分かるというのが非常に大事になってきています。F-35については、どこにどういう航空機が居るかと自分を中心に360度表示できるように出来ていたり、どういう目標があるのだということを一目瞭然で分かるようになっていきます。戦闘機、航空機の操縦は操縦自体は簡単になって来てはいる。ただ、どちらかというアナログな部分もあり、最後は、感覚とか目です。雲の中を飛んで計器を見ながら着陸しても最後のあとタイヤ1個分、半分、着くなというような感覚の部分は、景色の浮き上がりなんかで見る。そういう航空機の操縦テクニックに関わる部分は、どうしても実際にシミュレーターでは譲れない微妙な部分ですけど、操縦自体は比較的簡単になってくる。ただし、こういった目の前に現れる自分の周りの何百マイルの範囲のエリアの状況をいかに判断するか、それが技能として今後大事になってくる。まさに統合機動防衛力の活用自体が先ほどありました早期警戒管制機の情報であったり、陸、海の様々な情報が一緒に合わさって、それぞれの任務がしっかり出来るというそういう特徴が今後出てきますので、このF-35の例で一つ紹介させていただきました。

統合機動防衛力、今日何度も回数を数えていらっしゃる方がいらっしゃると思うんですけども、かなりポイントとしては重要です。右側に書いてます。統合運用の前の動的防衛力というのが、22年度大綱でいわれているのですけれども、これにプラス統合運用の考え方を徹底する部分、航空優勢、機動展開能力の整備、そして指揮統制通信機能の能力向上、後方支援能力こういったポイントがあります。実際に戦場でこういう陸、海、空のそれぞれの機能が活躍している中で、それをサポートする部分としっかりと情

報共有が出来るという構図の中で機動性を確保するというものであります。統合運用という言葉がありますけれども、今どういうふうに運用しているかという、例えば、東日本大震災でもそうでしたが、米軍が外国でいろいろな活動をしている場合も陸、海、空の各軍それぞれ活躍するのですけれども、そのエリアでの仕事が与えられたら、そのヘッドが誰か立ちます。その人の下に陸、海、空の必要な機能が集まって、その一人の人が全体を指揮したりするのです。そのようなパッケージで、そのエリアで目的を与えられて仕事をする。陸、海、空の良いところをしっかりと出しながら連携をとれるようにするというのが統合運用というスタイルです。これが今、実際に震災の時にもそういう形でやりましたし、今後のいろいろな活動をする上でも重要になってきます。したがって、益々この機動性が大事になってくるのです。

日米同盟の強化というポイントでいいますと、機動性だけではなく、実際に訓練を行うことが大事だと思ってます。訓練というのは正に我々が機動力を持って活躍できるという場を示す機会でもあると言えます。機動性を持って我々が活動している、それは必要な時に展開できるという能力だけではなく、常日頃から連携を持って訓練をやっているということが非常に大事になってきます。

これはコープ・ノース・グアムということで、日米そして豪で共同訓練をやった時の映像であって、実際に戦闘機同士のさまざまな大規模な訓練をやったり、それぞれブリーフィングと言って飛ぶ前と後の会議を米軍とやったりするのも、頻繁にやってきているという状況です。

日米同盟の強化という意味でいうと、お馴染みの航空祭ですが、私と米軍の第35戦闘航空団司令と一緒に共同開催で毎年させていただいています。そういった行事の活動などもそうですし、一緒に戦闘訓練を海のエリアでやったり、また、例えば救助活動をやったり、トリアージと言って傷病患者の振り分けをして病院に送るなど、そういう訓練まで実際に実動でやります。また、一緒に日米で走ったりしてます。これは、毎朝のトレーニングの一環ですけれども、この他にも皆さんの目に触れたか分かりませんが、ボランティア活動を外でやったり、あるいは隊員のモラル面を高めるために一緒に挨拶したり、シートベルトの着用を調べたりということを基地の中では結構頻繁にやっています。こういった活動を通じて日米の絆を深めているというのが状況であります。

今まで言った正面のいろいろな活動、そして次にそれを支える機能がありました。日米同盟という関係もありました。もう一つは、防衛力の能力発揮のための基盤というも

のが最後の項目になるのですが、やはり人が重要だということもあります。募集施策とか再就職支援というのもやはり自衛官が将来の職が分かったり、あるいは今の仕事に対して福利厚生面でしっかり活躍できるということも大事になって参りますし、ここでも正に地元の方々との接点が非常に大きいポイントではないかと思えます。それと防衛生産技術基盤の将来ビジョンとなりますけれども、やはり航空機の開発のみならずその生産においても、より効率的に様々な連携を取る必要があります。技術の面にあまり触れませんでしたけれども、防衛装備品の共同開発、そしてこちらはF-35ですけれども、こちらの方は先進技術実証機といまして日本でもステルス性を実際に暗室で測ったりですとか、外国に行って調査したりということをやって、しばらくしたら社内フライトから始まっていくことになると思えます。こういったいろいろな研究を通じて、戦闘機の開発、国産等のシュアを含めた航空機産業の連携を取った将来の戦闘様相に対応した部分についても準備を始めているところであります。

まとめに入ります。三沢基地の役割と言うことですがけれども、戦略的アプローチ、実はこれ国家安全保障戦略の中に六つありますが国際協力とか地球規模でのいろいろな対策の項目の他に、六つあるんですけれどもその中の主要な三つです。それと総合的な防衛態勢の構築というこの観点から特に赤い三つの部分がですね三沢では特に重要になってくるのではないかと私は理解しています。三沢市の消防出初め式も私もウィリアムス大佐も一緒に見させていただきましたし、我々もそれぞれ消防の人たちと活動しました。防災訓練についても地方公共団体、民間団体との連携も今後視野に入れて進めていく必要があると思ってます。訓練の話をしましたけれども、その他にも日頃からお馴染みのいろいろな行事がありますけれども、日米地域の交流ということも重要だと思っております。抑止力と言いますけれども、統合機動防衛力、我々の活動、そして地元の方々との強い結束、米軍との結束があるところには、やはり隙はないのではないかと考えています。多様な任務への対応というのは当然のことながら日米同盟を強くします。そして、その他にも地域の皆さんと連携を取ってどのような事態になるのか分からない厳しさの中でもきっちりと対応していきたいと思っておりますし、地域の皆さんとの連携を深めて行ければと思っております。どちらかというとな防衛力を活用する直接の効果というよりも間接的な影響力、そういったものがやはり戦略的に三沢を重要な街にして行く大きなポイントではないかと思っております。我々も通常、飛行訓練をやっていますけれどもしっかり安全に気をつけて、かつ、いざという時にしっかり能力を発揮できるように鍛えてき

ているところですので、引き続き、御理解・御支援を賜りたいと思いますし、新たな防衛計画の大綱をベースに今後、いろいろと変化が生じてくると思いますけれども、我々もしっかりと、東北防衛局が主体になると思いますけれどもいろいろな形で御説明して、御理解をしていただけるように頑張っていきたいと思います。決意も兼ねまして今日は時間をいただきまして有り難うございました。

(司会)

城殿司令有り難うございました。

それではただ今から質疑応答に入らせていただきます。時間の関係で、お一人かお二人になってしまうかもしれませんが御承知願います。質疑応答の内容につきましては、後日、当局のホームページで公開させていただきますので、あらかじめ御了承願います。なお、その際は質問者のお名前は掲載せずに質疑応答の概要のみを掲載させていただきます。それでは御質問のある方は、手を上げて発言頂きたいと思います。

(質問者1)

ただ今、防衛計画の大綱と言うことで、説明がありました。この新たな防衛計画の大綱、これを実現した場合、今、中国の防衛力増強、そして北朝鮮の核開発、ミサイル開発、これらに対して我が自衛隊は勝てるのか。どの位の力があるのか。今の大綱を実現した場合どう考えているのかその辺を伺いたい。

(回答)

御質問有り難うございます。非常に端的で非常に難しい御質問だと思います。私ども先ほど申し上げましたとおり、能力評価というのをやって、大綱の中の防衛力というものを定めたわけですが、大前提を一つだけ申し上げれば、いろいろな能力評価をやったのですけれども、私どもの防衛力というのは決してどこかの国を私どもに対する脅威、あるいは簡単に言いますと敵と見なして対応するために一応能力を構築するという考え方を取っているわけではございません。例えば中国という国を見ましても、いろいろな事象は起こってる一方で、経済的にはさまざまな大きな関係があるわけで多面的なものを見ていかななくてはならない中で、この国を目途として、この国に打ち勝てるように防衛力を作るという考え方を取っているわけでは端的にないということを前提とし

た上で、私どもそれでも様々な安全保障関係の中で必要な能力というものがどういうものかを導き出して能力評価を行ったのが大前提です。

その中で北朝鮮のミサイル、それは向かってくるものの大きさ、あるいは1度にどの位飛んでくるのか、あるいはどういう形でくるのかということによって、千差万別だろうと思います。けれども、私どもが一定の想定の中である種の活動をする時に、この位は必要だというものを一所懸命厳選しまして出したものを大綱の中に盛り込んだものですから、御理解頂きたいのは、このことについてそのあらゆる様々な事態に全て有効に対応できるかどうかはともかくとしまして、私どもが防衛力整備の中で想定したものについては、この能力を固守させていただきまして、その任務を果たしうる力を持つことが出来るだろうとそう思っているところです。

あと、どういったものを想定してやったのか、どういう形でやったのかというのは、実はやはり記者発表した時も聞かれたのですが、それは正に私ども実は手の内と申しますか我々の能力そのものを表すものですので、そこは中々細かいところ申し上げられないことを御理解いただければと思っております。よろしくお願いします。

(質問者1)

有り難うございます。そこで我が三沢市民は三沢米軍基地を抱え、あるいは米軍とかを抱え込まされて60年あまり負担を強いられて今日まで来ております。我が三沢市の基地との共存共栄、国防の観点からそのような基本姿勢で来ているのですけれども、最近の米軍再編に伴って、沖縄の軽減負担ということで三沢への訓練移転が実施されていますが、反面、我が三沢市には、沖縄の負担軽減の分、負担が多くなるのが考えられるわけです。しかしながら協力する、米軍基地を抱える住民の負担に対しては意外と予算は大幅に伸びてない状況にあって、この辺、同時に進行していかなければ私は国防の防衛計画の大綱と言えども市民の理解がそう深まらないのではないかなと心配しているものです。その辺の不满があることをどう理解しているのか伺いたい。

(回答)

正に大変厳しい御指摘を頂いたと考えております。正に様々な米軍の関係、あるいは我々の施設をお受け頂く中で、地元の皆様の御協力、御支援がなければ維持できないということは、先ほど大綱の説明の中でも申し上げたところです。今回私どもの思いの一

端を文書の形では、これまで全く無かった章といたしまして、皆様方との連携をとの思いを文章の形で中に入れさせて頂きました。その思いは皆様と共にあると思っております。そういう中で、財政事情の中できちんと皆様のこれまでの御協力に対しどれだけのことが出来るのかと言うことは噛みしめながら考えて参りたいと思います。

(質問者2)

今の防衛、いわゆる能力とか装備品とか非常に分かりやすかったので、有り難うございました。ただ、今の中で非常に大事な憲法改正、法整備という話が全然入ってこないで、いわゆる今までの自衛隊の装備品を上手く使って能力発揮しているけれども、法整備で自分で自分の首を絞めているような感じですよ。ですから今後、法改正を含めて、例えば、領空侵犯、領海対応にしても先に攻撃されて正当防衛でしか対応できない形ですから、装備品の能力向上もいいでしょうけれども、やはりシビリアンコントロールとしては法整備をいつまでにこういう形で持って行きますからと、目標が見えるものがないと隊員がいつまでたってもグレーゾーンで動くような形になるのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

(回答)

有り難うございます。正に御指摘のところ、そういう面も間違いなくあるだろうと感じております。ただ幾つか申し上げられることは、一つは私どものいわゆる武器使用について様々な権限、法的な基盤につきましては、草創時代に幾つかありましたものの、様々な事象が厳しくなってから、特に平成の10年代になりましてから例えば治安出動前の下令前の情報収集、それに基づく武器使用権限、海上警備行動におきます不審船に対する武器使用権限等々必要と考えられるものにつきまして、遅いとお叱りは承知しますが、一つ一つ工夫をして拡充してきておるところです。そうした中で更に様々な厳しい状況の中で、今の財政状況は大丈夫なのか、あるいは憲法についてどうなのかというお尋ねだと思っております。正に私どものところで出来ること、今の憲法解釈の中で出来ることについては、当然日々の政策検討の中で私ども対応していくことと思っておりますし、御指摘も踏まえて更に拡充すべきものは議論していきたいと思っておりますが、憲法の話というのは私どもが与えられている政策の枠組みを一つ超えたような話になって参ります。そういう話につきましては、正に今、政府の中で懇談会を設けて安法制

懇と申しておりますけれども、その中で検討すべきものです。その結論がそろそろ出るのではないかと私どもも聞いているところですけど、その結論が出た暁には、正にそこでの議論も踏まえながら私どもとして御指摘のあった点も踏まえまして適切に対応していくというのが、今の私がお答えできる考え方です。なお、冒頭少しお触れになったと思いますが、この防衛計画の大綱はあくまでも現行の憲法解釈の下でやるというのが大きな枠組みだったものですから、現行の憲法解釈の中で、あるべき防衛力というものを考えたもので、そこの一定の限界があるということは御理解頂ければと思います。